学校体育施設利用に係る同意書

学校体育施設を利用するにあたり、各項目を確認し了承されましたら、右の□に☑を記入し

同意書の提出をお願いします。

１．学校体育施設利用団体登録申請書に虚偽の記載がないことを誓約します。 □

２．別紙『学校体育施設利用者マナーアップの為の注意事項』を厳守します。 □

①学校および南北コミュニティセンターの敷地内は禁煙です。

②利用時間終了後は速やかに駐車場を開ける。

③利用できる駐車場以外に絶対駐車しない。

④利用申込後に施設を使う。（国北小、国南小）

⑤利用後は門を必ず閉める。国北小は車止めも設置する。

⑥持ち込んで出たゴミは持ち帰る。

⑦抜いた車止めは石垣に立てかける。（国北小のみ）

⑧体育館側面の鉄の扉を閉める時、鍵の「開」を確認後に扉を移動し、鍵を「閉」にする。（国南小のみ）

⑨体育館利用者の車の出入りは一方通行のルールを守る。（国南小のみ）

⑩午後7時以降の利用対象者は18歳以上であるルールを守る。

⑪学校施設を破損したら速やかに報告する。

⑫体育館の床に使用できるテープの種類とゆっくり剥がす。

⑬祝祭日が日曜日の場合の南北コミュニティセンターの開閉館が異なる。

補足．「学校体育施設利用者マナーアップの為の注意事」が改訂された場合は連絡します。

３．校区内住民で構成する１０名以上の団体で、スポーツ安全保険に加入して

いることを誓約します。 □

４．施設及び附帯設備等を損傷又は紛失した時は、速やかに届け出るとともに

生じた損害を賠償します。 □

５．上記の内容を代表者（責任者）が参加全員に周知徹底します。 □

上記の内容を団体構成員に説明し，使用者が順守することに同意しました。

国分寺北部小学校体育施設開放運営委員会　様

国分寺南部小学校体育施設開放運営委員会　様

令和　　　年　　　月　　　日

団体名

代表者